

令和3年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和3年8月25日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 9名 欠席 1名  凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和3年8月25日午後2時16分			議 長	山野井 隆
	閉会	令和3年8月25日午後3時22分			議 長	山野井 隆
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	中 山 治	○	16		
	2	染 谷 礼 子	○	17		
	3	古 川 よし枝	○	18		
	4	須 田 光 雄	○	19		
	5	小 堤 修	○	20		
	6	落 合 信太郎	○	21		
	7	金 澤 克 仁	○	22		
	8	山野井 隆	○	23		
	9	結 城 繁	公	24		
	10	加 増 充 子	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	2番	染 谷 礼 子		3番	古 川 よし枝	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	前 島 修		議事係	谷 口 江利子 小 林 勇	

地方自治法第1 21条により説 明のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	副 管 理 者	小 田 川 浩
	代 表 監 査 委 員	片 桐 弘 勝
	事 務 局 長	瀬 尾 一 弘
	次 長	穂 鹿 毅
	経 営 課 長	齊 藤 隆
	保 全 課 長	小 林 弘 幸
	水 再 生 課 長	渡 邊 敏 明
	整 備 課 長	中 山 茂
	総 務 課 長 補 佐	齊 藤 佐 武 郎
	経 営 課 副 参 事	長 塚 学
	経 営 課 副 参 事	近 内 伸 一 郎
	保 全 課 長 補 佐	齊 藤 宏 幸
	保全課長補佐兼管路更生係長	谷 口 良 倫
	水 再 生 課 長 補 佐	海 老 原 義 孝
	整 備 課 長 補 佐	岩 沢 一 実
総 務 課 契 約 検 査 係 長	海 老 原 一 彦	

經營課經營係長	坂木昇
經營課會計係長	木村輝彦
經營課料金係長	日野由里子
經營課料金係長	宮田俊明
經營課排水窓口係長	石井信吾
經營課排水窓口係長	海老原範之
保全課保全係長	蛭原義光
水再生課計画係長	渡辺基
水再生課水再生係長	倉島孝夫
整備課整備1係長	木村修夫
整備課整備2係長	椎名正徳

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和3年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和3年8月25日

午後2時16分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第6号 令和3年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第7号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について
- 日程第5 認定第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 報告第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第2号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第3号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第4号 令和2年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について
- 日程第9 議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議員派遣の件

令和3年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和3年8月25日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
8月25日	午後2時16分	本会議	議会議場	議案第6号 議案第7号 認定第1号 同意案第1号 議員提出議案第1号 一般質問

令和3年第2回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和3年8月25日（水曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時16分開会

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和3年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

欠席届が結城 繁君より提出されておりますので、御報告いたします。

ここで議長から、あらかじめ議員各位に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、座席にパーティションを設置しております。御不便をおかけしますが、御理解のほどお願いを申し上げます。

今会議では、いつも以上に円滑な会議運営に努められますよう御協力をお願いします。

これより本日の議事日程に入ります。

○

会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、染谷礼子さん、古川よし枝さんを指名いたします。

○

会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

議案第6号 令和3年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山野井 隆君） 日程第3、議案第6号 令和3年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○**管理者（藤井信吾君）** 議員の皆様方におかれましては、令和3年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、提出した議案の説明に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

初めに、毎年9月10日の「下水道の日」にちなんで慣例行事として実施をしております下水道ふれあいフェア、また下水道作品コンクールの開催につきましては、本年も、新型コロナウイルス感染症の影響を最も小さくするため中止とさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、御承知のとおり全国各自治体において鋭意ワクチン接種を進めているところでもございますけれども、デルタ株が猛威を振るい、なかなか収束に至らない非常に厳しい状況でもございます。何とか一日も早く、このコロナ禍が収束をし、以前のようなまちのにぎわいを取り戻すことができるよう、基本的な感染症対策にさらに徹底をしていきたいというふうに思っているところでございます。どうぞ御協力のほどお願い申し上げます。

さて、本組合の下水道事業におきましては、昨年度、経営基盤の強化促進を目的に経営の基本計画である経営戦略を策定いたしました。今後は、その戦略で定めた期間の中で徹底した効率化、健全化に取り組んでいくとともに、事業の進め方を見つめ直し、より効果的な方法を見出していかなければならないと考えております。

現計画で策定をする排水区域におきましても、その系統やエリアを改めて検証することにより、よりよい方法を見出すことができるのではないかと、また合併浄化槽の有効活用など、様々な部分を検証し、計画の最適化を図り、より効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第6号 令和3年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正の内容でございますが、債務負担行為の追加をするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加におきましては、令和4年4月1日から契約履行が生じる事項について追加するものでございます。

以上、議案第6号について提案理由の御説明を申し上げます。提案した議案につきまして、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（山野井 隆君）** これから質疑を行います。質疑は申合せにより、一つの議事日程につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数の制限はありません。

念のために申し上げます。質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお



戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 令和3年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

#### 議案第7号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第7号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第7号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和2年度末未処分利益剰余金残高1億2,650万4,226円につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、減債積立金へ積み立てるものであります。

以上、議案第7号について提案理由の御説明を申し上げます。御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

認定第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第5、認定第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、提案理由の説明に先立ちまして、令和2年度におきましての事業概況につきまして御報告を申し上げます。

令和2年度は、持続可能な下水道のさらなる構築に向け、限られた財源を効果的に配分し、未普及解消の促進と既存施設の老朽化対策を推進いたしました。

管きょ建設事業におきましては、取手市の南部2号幹線、北部4号幹線、新川1号幹線、つくばみらい市の武兵衛新田2号幹線、伊奈1号幹線を延伸したほか、面的整備では、取手市で約10ヘクタール、つくばみらい市で約5ヘクタール、合わせて15ヘクタールの拡大により、公共下水道普及率は前年度比0.9%増の73.0%となりました。

さらに、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント事業を合わせた汚水処理人口普及率は、前年度比0.8%増の88.4%に達しております。

総合地震対策計画におきましては、取手市の北部幹線二条化工事、つくばみらい市の伊奈山王幹線二条化工事の一部を実施いたしました。

次に、処理場建設事業におきましては、県南クリーンセンターの汚泥量増加に伴い、令和元年度から着手しておりました汚泥濃縮槽機械・電気設備増設工事を完了し、老朽化対策といたしましては、ストックマネジメント計画に基づき、自家発電設備改築工事に着手いたしました。

議員の皆様をはじめ、市民、事業者の御協力により、滞りなく事業を執行することができました。改めまして厚く御礼を申し上げます。今後とも構成市と連携を図り、公衆衛生の向上、水環境の保全に努めてまいりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年度下水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

収益的収入及び支出についての決算報告書でございます。

収入、下水道事業収益の決算額は42億6,109万1,769円、支出、下水道事業費用の決算額は40億5,136万2,171円となりました。

次に、5ページ、6ページは、資本的収入及び支出についての決算報告書でございます。

収入、資本的収入の決算額は23億5,449万4,717円、支出、資本的支出の決算額は35億7,929万838円となりました。

なお、資本的収入と資本的支出の決算額における不足額につきましては、補填財源により補填しております。

次に、7ページは損益計算書でございます。

営業収益、営業外収益及び特別利益による収益総額に対して、営業費用、営業外費用及び特別損失による費用総額を差し引きまして、当年度純利益は1億2,650万4,226円となりました。

以上、認定第1号について提案理由の御説明を申し上げます。なお、詳細につきましては、この後、事務局長より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） それでは、認定第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、令和2年度は、公衆・労働災害の未然防止を図るため、工事現場の安全管理を徹底し、工事事故が生じることなく事業を終えることができましたこと、御報告をさせていただきます。今後も引き続き事故防止の啓発に努め、安全な工事現場の確保を目指し、事業を展開してまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、A4判横の決算資料により、令和2年度事業について御報告申し上げます。

決算資料2ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の維持管理などを行うための収益的収入及び支出となります。

収入の部、下水道事業収益は42億6,109万1,769円となりました。

下水道事業収益における営業収益14億1,777万6,305円は、主たる営業活動による収益で、下水道使用料、雨水処理に係る構成市負担金、下水道手数料の収入によるものです。

次に、営業外収益28億3,521万7,838円は、営業活動以外による収益で、預金利息、茨城県南水道企業団の受託工事による受託工事収益、構成市補助金、長期前受金戻入となって

おります。

3 ページに移りまして、消費税及び地方消費税還付金、雑収益となります。

消費税及び地方消費税還付金は2,294万4,074円となりました。

次に、特別利益809万7,626円、原子力損害における賠償金は、放射性汚泥分析検査費用に係る損害賠償金、また災害共済及び災害復旧事業国庫負担金は、令和元年度の台風19号により破損した山王新田汚水中継ポンプ場の屋根修繕工事に係るものになります。

次に、4 ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用は40億5,136万2,171円となりました。

下水道事業費用のうち営業費用36億1,547万8,151円は、主たる営業活動、維持管理等に要した費用で、4 ページから8 ページに記載のとおり、議会活動に要した経費の議会費、処理場、ポンプ場、管きょ施設の維持管理に要した費用、下水道使用料の調定その他業務に要した業務費、事業活動全般に係る総係費、維持管理に携わる職員の給与費のほか、有形固定資産の経済価値の減耗を費用として表した減価償却費等となります。

次に、8 ページ、営業外費用4億2,920万2,959円は、営業活動以外に要した費用で、企業債の支払利息及び受託工事費用となります。

次に、特別損失668万1,061円、災害復旧に要した費用としまして、令和元年度の台風19号により破損した山王新田汚水中継ポンプ場の屋根修繕に要した災害復旧費627万円、前年度以前の損益修正により損失の性質を有する過年度損益修正損13万1,006円、新型コロナウイルス対策経費として、その他特別損失28万55円を執行しました。

9 ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の建設改良事業などを行うための資本的収入及び支出になります。

収入の部、建設改良事業の財源となる資本的収入は23億5,449万4,717円となりました。

建設改良事業のために借り入れました企業債9億5,720万円、構成市からの建設改良事業への出資である構成市出資金2億5,700万円、企業債元金償還金に充てる構成市補助金が3億4,053万7,000円となりました。

また、国と県からの補助金は、国庫補助金7億3,285万8,567円、県補助金420万円となりました。

次に、10ページを御覧ください。

負担金等6,269万9,150円は、下水道の整備に伴い徴収した受益者負担金等の収入となります。

11ページをお開きください。

支出の部、資本的支出は、下水道施設の建設改良事業に要した支出で35億7,929万838円となりました。

建設改良費20億255万6,327円は、処理場、ポンプ場及び管きょの建設費、下水道事業計画の策定、建設改良事業に携わる職員の給与費となります。

次に、13ページをお開きください。

固定資産購入費84万3,920円、そのうち24万5,300円は、本組合の玄関に設置してある新型コロナウイルス感染症対策としまして、来庁者の体温を検知するフェイスサーモの購入に要した支出となります。

次に、企業債償還金15億7,589万591円は、下水道施設の建設改良事業のために借り入れた企業債元金償還金となります。

これらの事業執行を踏まえ、A4判縦の令和2年度決算書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

損益計算書は、令和2年度に得た全ての収益と対応する全ての費用により、損益を算定するものです。当年度純利益は1億2,650万4,226円となりました。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

剰余金計算書は、資産と負債の差額である資本の令和2年度における増減を表すものです。10ページ、資本合計におきまして、令和2年度末残高は127億2,868万451円となりました。

また、9ページ下段には、議案第7号におきまして可決決定いただいた剰余金処分計算書を記載しています。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

貸借対照表は、令和2年度末における資産、負債及び資産と負債の差額である資本の残高の表したものです。

初めに、11ページ、資産の部。1、固定資産は、下水道施設の整備により取得した処理場及びポンプ場などの土地、建物、機械及び装置、管きよなどの構築物でございます。

次に、2、流動資産は、令和2年度末の現金預金、下水道使用料の未収金などになります。固定資産及び流動資産による資産合計は671億3,494万8,269円となりました。

続きまして、12ページ、負債の部を御覧ください。

3、固定負債は、下水道施設の建設改良事業の財源に充てました企業債。

4、流動負債の企業債は、企業債のうち令和3年度に償還を予定する企業債の元金、令和2年度末の未払金などになります。

5、繰延収益は、下水道施設の建設改良事業における国庫補助金などの長期前受金、また令和2年度末までに収益化した長期前受金収益化累計額になります。固定負債、流動負債、繰延収益による負債合計は544億626万7,818円となりました。

次に、資本の部。6、資本金は、構成市からの出資金などとなります。

7、剰余金は、土地の取得時の補助金などの資本剰余金、将来の企業債償還のための減債積立金などの利益剰余金により、資本合計は127億2,868万451円となり、負債及び資本の合計は671億3,494万8,269円となりました。

そのほか令和2年度の事業報告をはじめ、決算書類の明細などを決算附属書類として添

付してございます。

最後に、事業の概要について申し上げます。

令和2年度も効率的な整備促進を図り、供用開始人口は、前年度から480人増の9万2,062人となりました。今後も、効率的な未普及解消に努める一方で、維持管理及び改築更新の費用増大に目を向けなければなりません。

また、今後想定される行政人口減少や節水意識の向上は、持続可能な下水道事業において確固たる経営基盤の強化を要することになります。

下水道事業を取り巻く課題は山積してはおりますが、先ほど藤井管理者からお話がありました経営戦略に基づいて、日々変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、継続的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

以上、令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算につきまして、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で議案に対する説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算についての審査結果及び審査意見を求めます。

代表監査委員片桐弘勝君。

○代表監査委員（片桐弘勝君） 監査意見を申し上げます。

決算審査の対象、それから審査日、審査の方法、審査の結果につきましては、認定第1号の議案に添付されております意見書を御覧いただきたいと思っております。

意見書として意見を申し上げます。

令和2年度の決算の概要は、資本的収支、収益的収支ともに非常に安定した経営を行っておりまして、努力の結果がうかがえます。

このうち未収金の対策につきましては、財源の確保及び負担の公平性の観点から、早期の料金回収に努め、実効性のある滞納整理を実施するなど、なお一層の徴収努力が望まれます。

また、滞納によって徴収が見込めないこととなった債権、回収不能と見込まれる債権です。5年の時効を待たず、不納欠損処理等を行い、経営の健全化を図りたいと思っております。

今後の事業運営においては、施設の耐震化、老朽化施設の長寿命化など、より大規模な設備投資が見込まれておりまして、また、これに伴って企業債の発行など、償還金の負担増加など経営の圧迫が予想されますが、令和2年度に策定されました取手地方広域下水道組合公共下水道事業経営戦略に基づき、中長期的な視点に立って、安定的な経営基盤の強化に努められますよう期待しております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） それでは、これより質疑に入ります。

初めに、通告順に従い発言を許します。

加増充子さん。

○10番(加増充子君) 加増充子です。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

先ほどの認定第1号、監査委員の審査意見について述べられました。その中で、令和2年度策定の取手地方広域下水道組合公共下水道事業経営戦略に基づき、中長期的な視点に立って安定的な経営基盤の強化に努めるよう期待するものであったとありましたが、この意見について、当組合としてはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。滞納債権または不納欠損など、具体的にお示してください。

○議長(山野井 隆君) 答弁を求めます。

経営課長齊藤 隆君。

○経営課長(齊藤 隆君) ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

最初に、今回策定の経営戦略は、継続的な下水道サービスの提供をするため、経営基盤の確立を目指したもので、通常業務の債権管理や不納欠損についてはうたっておりません。

財源として記載しておりますのは、下水道を処理するための経費約13億6,000万円に対しまして、使用料収入約11億6,000万円で、2億円ほど足りていないということでございます。

御質問の滞納債権と不納欠損処理に至るまでの理由と経緯についてでございますが、令和2年度の下水道使用料の受益者負担金の不納欠損額につきましては、下水道使用料は102万8,001円、前年度158万5,649円より約56万円の減でございます。受益者負担金につきましては293万3,200円で、前年度334万1,864円より約41万円の減となっております。

債権につきましては、受益者負担金は当下水道組合が徴収しておりますが、下水道使用料につきましては、現在、県南水道企業団やつくばみらい市に料金の算定及び徴収に関する事務を一元化しており、債券の消滅時効が満了した場合は、当下水道組合がその債権を引き継ぐと、それで徴収するということになっております。

経過につきましては、県南水道企業団やつくばみらい市では、滞納者に対し、上下水道料として督促状や催告書の発送、そして納付誓約書を提出していただくなど、滞納対策を行っております。

また、債券の消滅時効が満了し、当下水道組合が下水道使用料を徴収する場合におきましても、督促状や催告書の発送など、同様の滞納対策を行っているところでございます。

不納欠損処分につきましては、関係機関に財産等調査を行い、滞納者の収入等の状況を把握した上で、滞納者の財産、所在、生活保護法による保護を受けているかなど、下水道使用料及び受益者負担金を徴収することができないということが明らかである事案について不納欠損を行っております。

理由につきましては、下水道使用料は転居先不明が一番多く、受益者負担金は所有権移転や受益者死亡があり、納付交渉はしたものの、時効による消滅というのが一番多い理由

でございます。

審査意見書のとおり、中長期的視点に立って、安定的な経営基盤を築けるように、今後も引き続き適正かつ実効性のある滞納対策を講じながら、安定的な財源確保に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。今の答弁の中で、安定的な経営基盤を築けるよう、今後も引き続き財源確保に努めていくとありました。具体的には、下水道を処理するための経費、約13億6,000万円でしょうか、そして使用料収入が11億6,000万円ということで、その差が2億円ほどあるということをお話しされました。

では、その不足分に対して、今後どうお考えなのか、この経営戦略の中では明確になっておりませんが、どのように受け止めているか、お答えください。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

これまでもコスト削減のため、下水道使用料の一元化や下水道施設の包括管理委託、機構改革など様々な対応を実施してまいりました。しかし、人口減少をはじめ、節水型トイレ、節水型シャワーヘッドなどの技術革新が著しく、市民の皆様の節水意識が高まり、有収水量の伸び率が芳しくございません。

一方、この2億円の補充につきましては、現在のところ、構成市負担金にて賅っている状況でございます。議員も御承知のとおり、このコロナ禍により構成市の税収が格段に厳しくなるということが予想されます。それらを鑑みまして、安定した財源確保のため、事業運営審議会に諮問させていただこうと考えております。

現在のところは、ここまででございます。よろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） そうしますと、これまでのこの差額、今回2億円とありましたけれども、構成市からそれぞれ負担されてきたと、しかし、今後は審議会に諮問するという事なんですね。ということは、大体これまでの諮問をするという値上げかというふうに、私たち、すぐ直感で来ちゃうんですけれども、そういうこともあり得るということなんでしょうか。そして、その期限なんですけれども、令和12年度までとこの経営戦略にありますけれども、目安としてはどういう結果なんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員の御質問にお答えします。

先日も、二、三日前の新聞の折り込みを拝見したときに、県南水道さんの料金の改定のチラシが入っておりました。私もよく読ませていただきました。

加増委員がどういうことを言っているのかというのは、当然分かっています。県南水道



さんが料金を改定するという事で、下水道さんもそれに合わせて、この経営戦略に合わせて、下水道使用料をアップするんじゃないかということだと思っております。

私達も、本当はそんなことを考えたくないし、実施もしたくはないんですけども、いつまでも嫌なことに背中を向けてはいられません。この経営戦略の中でも、加増議員が言ったように、下水道使用料の単価の検討というのが当然盛り込まれていますし、だからといって、すぐに下水道使用料を値上げするとか、そういうことではございません。これからいろいろな調査をして、データを取集、分析して、きちんとしたプロセスを踏んで、今後いろいろ検討、対応をしていきたいと思っておりますし、齊藤経営課長が言ったように、事業運営審議会に諮問ということではございますが、この今日の議会が終わった後、9月に事業運営審議会の委員の皆様方を招集し、まずは、経営戦略を策定いたしましたので、そのところから丁寧に説明をさせていただいて、また、そういう形で下水道の使用料の検討という形も議題にのってくると思っております。

時期については、来年だ、再来年だということではございません。ただ、そういう状況だと、準備に入っていかなくちゃならないんだと、そういうことでございます。よろしく御理解、お願いをしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） いろいろと検討していく、いろいろ分析していくということを事務局長から話ありましたけれども、やはり市民、私たちの暮らしを、やっぱり一番大事なところですので、その十分な把握をされて、できるならば値上げするような方向にはなあってほしくないとは私は切実に求めますので、これで終わります。

以上です。

○議長（山野井 隆君） これで、加増充子さんの質疑を終わります。

通告にありました質疑は以上となります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定

することに決定しました。



報告第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第2号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について

報告第4号 令和2年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

○議長（山野井 隆君） 日程第6，報告第1号から報告第4号を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは，報告第1号から第4号までの4件を一括いたしました  
て，提案理由の御説明を申し上げます。

初めに，報告第1号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算  
書についてであります。

本件は，地方公営企業法第26条第1項の規定により，資本的支出，建設改良費の処理場  
建設事業，管きょ建設事業及び下水道事業計画事業において5億2,908万円，同法第26条第  
2項ただし書きの規定により下水道事業費用，営業費用の管きょ事業及び営業外費用の受  
託工事費事業において1,483万9,000円を翌年度に繰越しをしたため，同法第26条第3項の  
規定により議会に御報告申し上げるものであります。

次に，報告第2号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算  
書についてであります。

本件は，資本的支出，建設改良費の県南クリーンセンター自家発電設備改築事業におい  
て，1億2,323万5,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをし  
たため，地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により議会に御報告申し上げるも  
のであります。

次に，報告第3号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告  
書についてであります。

本件につきましては，資本的支出，建設改良費の県南クリーンセンター汚泥濃縮槽機械  
及び電気設備増設事業におきまして，継続費精算報告書を作成しましたので，地方公営企  
業法施行令第18条の2第2項の規定により議会に御報告申し上げるものであります。

最後に，報告第4号 令和2年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてであり  
ます。

本件につきましては，令和2年度資金不足比率について，地方公共団体の財政の健全化

に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査意見書を付して御報告申し上げるものがあります。

以上4件を一括いたしまして提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

報告第1号から報告第4号につきましては、報告案件でありますので御了承願います。

○

#### 一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、一括質問一括答弁制と一問一答制を各議員が選択して行います。

念のために申し上げます。一括質問一括答弁制を選択して質問を行う議員は、従来どおりです。一問一答制を選択して質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。自己に関係する質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

なお、一問一答の時間制限は、申合せにより1人20分以内となっております。

それでは、通告順に従い質問を許します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

公共下水道の効率的運営について伺います。

地域から公共下水道の普及が強く求められ、事業の促進、一日も早い整備へと待たれております。今回は、公共下水道の効率的運営について伺います。

7月25日の茨城新聞で、県南地域の市町村でつくる三つの一部事務組合が2023年4月の統合を目指し動き出した、このように報道されておりました。また、衛生組合の議員からも、この内容は伺っております。実現するには、構成市町村議会の議決が必要であり、取手市としての議論が今後されていくと思いますが、県南3事業組合統合に当たり、現在、取手市を含めた汚水処理を担っている当組合として、取手市のし尿処理を当組合で担うことができるのか、まず、組合としてのお考えを伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ただいまの加増議員の御質問にお答えします。

質問の内容ですが、し尿を、ここ県南クリーンセンターで受入れができるかということでございます。

取手市内で公共下水道が整備されていない、また整備されていても未接続の方々は、浄化槽やくみ取りで汚水の処理をされており、その際に発生する浄化槽の汚泥やし尿は、取手市管内は龍ヶ崎地方衛生組合において処理がされているところでございます。

その処理方法は、当組合の処理方法と大きく見れば同様ではありますが、搬入されるし尿等は下水道法で定められた水質を満たしておりません。そのため、ここ県南クリーンセンターでし尿等を受け入れるためには、それを希釈し、ごみを取り除くための施設の整備が必要となり、現在そのような施設がございませんので、現状では受け入れることはできない状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、事務局長の御答弁だと、この下水道法的な問題、そして設備の問題、そうした一つ一つが出てくるのは私もよく分かっておりますが、この公共下水道の効率的運営から考えれば、放流、処理方法などを検討する内容の一つかと私は受け止めておるんですが、その点についてどうでしょうか、どのように受け取っているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 水再生課長渡邊敏明君。

○水再生課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公共下水道は、生活汚水の排除処理、トイレの水洗化等による居住環境の改善や、公衆衛生向上のための基本的な都市施設の役割にとどまらず、河川、湖沼等の公共水域の水質保全の役割も担っています。

事務局長が申しあげましたとおり、し尿等の受入れに当たり、下水道法で定められている流入水質を維持するためには、新たな施設の整備、それに伴う維持管理に大きな費用がかかることや、現在、公共下水道を利用されている方々は、自己負担がございました。それとの兼ね合いもございましたので、簡単には受け入れることはできないと考えております。

また、当組合の事業計画の下水道法上の見直しや、その他関連する法的な届出や許認可を取得しなければなりません。

当組合としましても、引き続き未普及地区の整備や水洗化の普及促進に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今の答弁の中でも、それは最も私も感じているところですが、ここはもう下水道議会ですから、この範囲の中から超えてはいけない、質問もしちゃいけないと思っておりますけれども、し尿処理といいますと衛生組合ですよ、そういう中で、取手市として、どういうふうに関後の公共下水道を考えた場合、効率的な運営、そういう

ところを考えると、どの方法がいいのかなと私も考えました。ここで結論が出ないとは思いますが、施設の整備、もちろん今のままでは駄目だと思いますが、やはりそういう方向づけの中で検討していくことはできないのか、今、できませんという話が出ているんですけれども、検討課題の一つではないかと思えます。だから、その課題をクリアできるのか、そしていろいろな手続もあると思うんですが、そういうところについてはどうでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員の御質問にお答えをいたします。

検討はどうかということではございますが、当組合としましては、衛生組合さん、また取手市からもそういうお話は全然ありませんので、検討するに今のところは至っていないという、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） じゃあ、それ以上のお答えは出ないという現状ですね。これは、これからの課題の一つかと思ひまして、また注視していきたいと思ひます。

では、二つ目なんですけど、公共下水道布設工事後の道路の復旧について伺います。

工事の道路復旧までの期間が長くて、暫定整備の中で歩行者の方から、安全対策がもっときちんとしてほしいなど、そうした声も出されております。下水道管布設となれば、道路に埋設されている水道管、ガス管などへの影響も出てくるかと思ひますが、その復旧に要する期間が長期化するという、その理由などはどんなものがあるんでしょうか、お答えください。

○議長（山野井 隆君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員の御質問にお答えします。

下水道工事完了から舗装本復旧までの期間が長期化しているのはなぜなのかということでございます。これにつきましては、近隣の住民の方々やそこを通行する歩行者、また車両についても、本当に御迷惑をおかけしていることは重々承知をしているところでございます。

通常、下水道工事だけで終わる現場は、工事完了から自然転圧などの半年ほどの期間を置いて舗装本復旧工事を実施いたしますが、加増議員が言われたとおりに、水道管やガス管などの地下埋設物が混在している道路や、また幅員が狭い道路に下水道管を埋設するためには、支障となる地下埋設物を仮に移動し、また下水道整備が完了した後、元に戻す本設工事を実施いたしますので、下水道工事後の道路本復旧が遅れてしまっている要因でもございます。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 具体的に伺いますけれども、今、取手市内で見れば、新取手地区、また白山、中原地区、藤代、桐木地区など、整備が今進められておりますけれども、その住民の皆さんから出されているのは、期間が長い、暫定工事で本当に足元が危険だという声も出されておりました。地域の歩行者等の安全を優先するための改善策があれば伺いたいんですが、どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 整備課長中山 茂君。

○整備課長（中山 茂君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど事務局長答弁にもありましたとおり、近隣住民の方々には大変御迷惑をおかけいたしております。

舗装復旧までの期間が長期化することの問題解決に至る改善策とまでは言い切れませんが、引き続き水道事業者、ガス会社等の関係機関との連絡体制を密にした上で、定期的な協議、調整を図りながら、工事全体が一日も早く完了できますよう鋭意努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ガス会社や県南水道のほうと連絡し合って進めていくということなんでしょうけれども、私も実際、ガス会社、それから県南水道にもお電話していろいろ伺いましたら、やはり一旦動かしたのはまた元に戻すという、この大変な作業があって、なかなかいかないんですよとおっしゃられているんですね。

でも、地域の方からは、その完全なところだけは、せめて凸凹がないように復旧させてほしいという声もあるんですが、その部分だけということは、安全対策というのはいませんか。よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 整備課長中山 茂君。

○整備課長（中山 茂君） ただいまの御質問にお答えいたします。

下水道工事完了後は、既存道路と一体化しておりました仮復旧の箇所も、長期化いたしますと徐々に段差等の不具合が発生してまいりますので、今後とも、仮復旧箇所のパトロール強化に努めるとともに、不具合が発生した際には早急な対応が図れますよう、安全管理の徹底に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質問は終わりました。

○

同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

○議長（山野井 隆君） ここで議員各位に申し上げます。

この後、議題となる同意案第1号の石橋大輔氏の除斥該当者はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 該当なしと理解します。議事を進めます。

日程第8，同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは，同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

本日御出席をされております本組合監査委員の片桐弘勝氏が，今年28日の任期満了をもちまして退任をされます。平成25年8月に就任されてから8年もの歳月にわたり，事業に御尽力いただきましたこと改めて御礼を申し上げます。先生，ありがとうございます。

本同意案につきましては，片桐氏の任期満了に伴い，新たに石橋大輔氏を選任いたしたく，地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

お手元に配付いたしました経歴書のとおり，石橋氏は，財務管理並びに経営管理などの専門知識と長年の経験を兼ね備えるとともに，人格が高潔で人望の厚い方であり，適任者として選任いたしたく提案するものでございます。

以上，提案理由を御説明申し上げます。御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で同意案に対する説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についての採決をいたします。

本件は，原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって，同意案第1号は同意することに決定いたしました。

○

議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（山野井 隆君） 日程第9，議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

落合信太郎君。

○6番（落合信太郎君） 議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則について，提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては，男女共同参画を考慮した議会活動の促進に資するため，本会議及び委員会における欠席事由を明文化するとともに，出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか，行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ，請願に係る署名押印の見直し等を行うため，本規則の一部を改正するものです。

以上，提案理由を御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は，原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって，議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

## 議員派遣の件

○議長（山野井 隆君） 日程第10，議員派遣の件を議題といたします。

本件は，地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条第1項の規定により，議員を派遣しようとするものです。

これより議員派遣の件を採決いたします。

本件について，賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議員を派遣することに決しました。

これにて本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和3年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、御審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後3時22分閉会